

参考条文（諮問関係）

○ 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和 5 1 年政令第 2 9 5 号）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第十六条の四 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一 内閣総理大臣 消費者委員会

二 経済産業大臣 消費経済審議会

三 法第六十七条第一項第六号の当該商品若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費者委員会及び消費経済審議会

○ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 6 1 年法律第 6 2 号）

（消費者委員会への諮問）

第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

○ 割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）

（消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）

第三十六条 （略）

2 主務大臣は、第二条第五項若しくは第六項、第三十条の四第四項、第三十条の五第二項又は第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。

○ 割賦販売法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 4 1 号）

（消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）

第三十条 法第三十六条第二項 の規定による諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当

該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

- 一 経済産業大臣 消費経済審議会
- 二 内閣総理大臣 消費者委員会
- 三 法第四十六条第五号 の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
消費経済審議会